

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日

平成18年12月の賞与について、厚生年金保険料は正しい金額が控除されているが、事業主は、標準賞与額を27万円とすべきところ、誤って2万7,000円と記載した被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しており、その後、年金事務所に訂正届を提出したが、訂正後の厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書及び事業主から提出された社員別賞与明細一覧により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として27万円の支払いを受け、その主張する標準賞与額(27万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（27万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月25日

私は、申立期間において、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

このことについて、事業主は当該賞与に係る届出をしていなかったことを認めているので、賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当該事業所から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として17万3,125円の支払いを受け、当該標準賞与額(17万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に申立てに係る賞与支払届を提出していないこと、また、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事

務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月25日

私は、申立期間において、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

このことについて、事業主は当該賞与に係る届出をしていなかったことを認めているので、賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当該事業所から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として16万6,875円の支払いを受け、当該標準賞与額(16万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に申立てに係る賞与支払届を提出していないこと、また、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事

務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月25日

私は、申立期間において、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

このことについて、事業主は当該賞与に係る届出をしていなかったことを認めているので、賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当該事業所から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として18万5,625円の支払いを受け、当該標準賞与額(18万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に申立てに係る賞与支払届を提出していないこと、また、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事



務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月25日

私は、申立期間において、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

このことについて、事業主は当該賞与に係る届出をしていなかったことを認めているので、賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当該事業所から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与として17万3,125円の支払いを受け、当該標準賞与額（17万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に申立てに係る賞与支払届を提出していないこと、また、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事

務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から同年10月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から同年10月まで  
② 昭和44年1月から同年3月まで

申立期間について、国民年金の保険料を納付しているはずなので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和37年ころ、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を一括納付したはずである。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月25日以降に払い出され、同年2月1日に遡<sup>そく</sup>及して国民年金被保険者資格を初めて取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、「国民年金の加入手続を自ら行い、国民年金保険料は母が納付したはずである。」と主張しているものの、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は昭和41年3月21日に被保険者資格を喪失し、その後、平成4年4月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書で納付したと主張しているものの、当該期間の保険料は国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>する印紙検認方式による納付方法であることから、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しており、証言を得ることはできない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明であるほか、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 1 日まで  
A 施設に平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 1 日まで臨時職員として常勤していた期間について、社会保険庁(当時)から厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を受けたが、明らかに事実と反するので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主が発行した申立人の在籍証明書により、A 施設に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料は、既に廃棄されており確認できない。」と回答しているほか、B 社の事務担当者は、「正職員の採用は B 社辞令だが、臨時職員の採用は A 施設なので、採用時の状況は、当該施設でなければ分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入等について、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人の後継職員として当該事業所に 3 か月程度勤務した者からは、申立人の要望により聴取することはできないものの、当該職員についても申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、当該事業所の職歴審査照会回答票により、申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格取得者を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月1日から同年5月27日まで  
② 昭和32年10月から33年3月まで

申立期間①については、A社で昭和18年6月からB業務として勤務していた。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が20年3月1日になっているが、同年5月27日に会社が焼失し、二日後に被災証明をもらい、乾パン等が支給され帰郷した記憶があるので、当該喪失日を同年5月27日に訂正してほしい。

申立期間②については、C社で営業担当の常務取締役として仕事をしていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和20年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿上においても該当する事業所は見当たらないほか、当時の事業主及び事務担当者は死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできない。

また、当時の元同僚の多くは死亡又は所在不明であり、申立人が名前を挙げた元同僚の一人と連絡の取れたほかの元同僚一人の二人から供述が得られたところ、前者の元同僚は、「申立人は知っているが、いつまで勤務していたかは分からない。申立人の厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」とし、他の一人は、「申立人は覚えていない。自分の厚生年金保



險についても分からない。」と供述している。

さらに、上記申立人が名前を挙げた元同僚は、自身が記憶している退職日について昭和20年5月上旬と供述しているものの、当該同僚の厚生年金保険の資格喪失日は申立人と同日の同年3月1日となっている。

申立期間②について、複数の元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に取締役として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和45年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成元年12月に解散しているほか、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡し、他の役員も死亡又は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所は、設立時こそ取締役8人のうち4人が厚生年金保険被保険者資格を有していたものの、大半が1期又は2期目の在任期間終了と共に被保険者資格を喪失しており、それ以降も当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで、代表取締役とその親族一人が被保険者資格を有していたに過ぎないことから、当該事業所においては、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、「取締役の地位を事実上退いた後も登記簿上だけの取締役であり続けることを容認していた。」と述べているところ、元同僚の二人は、「申立期間当時、申立人が何か月かは毎日出社し仕事の指示をしていたものの、勤務の実態までは分からない。」と供述しており、申立人の具体的な勤務実態等を確認することはできなかった。

加えて、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、被保険者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 16 日から 28 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 7 月 16 日から A 社に臨時作業員として勤務し、32 年 4 月 1 日に B 共済組合に加入するまでの期間について、厚生年金保険に加入していたと記憶しているにもかかわらず、27 年 7 月 16 日から 28 年 4 月 1 日まで及び 30 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 1 日までの期間の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、事業主からの「申立人は、申立期間において臨時作業員として勤務していた。」とする回答及び事業主から提出された「勤務に関する記録」並びに元同僚の証言により、申立人が、昭和 27 年 7 月 16 日から申立期間を含む 58 年 4 月 8 日まで継続して A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①について、当該事業所は、昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が同僚として名前を挙げた 3 人の申立期間①当時における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、この 3 人は既に死亡していることから、当時の事情を聴取することはできない上、連絡の取れたほかの元従業員の一人名は、「私たち臨時作業員は、採用後、健康保険、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。組合を作り交渉した結果、昭和 28 年

4月1日から加入することになった。それまでは誰も加入していない。」と供述している。

申立期間②について、当該事業所は、昭和30年6月1日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることが確認できる上、申立人は、同日で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、C年金基金の担当者は、「臨時作業員は、昭和29年3月1日より一定条件（22日以上勤務した月が2か月以上継続等）を満たした場合、共済組合のD組合員として短期給付（健康保険）のみ適用されることとなったところ、申立人に係る勤務に関する記録を見ると、申立人は、32年4月1日に社員として採用されるまで臨時作業員であり、30年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同日に、短期給付（健康保険）のみ適用されるD組合員として共済組合に加入したものと推察される。」、「厚生年金保険に加入していない期間の厚生年金保険料を控除することはありえない。」と供述している。

さらに、前記の連絡の取れた元従業員及び申立人が名前を挙げた3人の元同僚は、申立期間②においていずれも厚生年金保険には加入していないことが確認できる。

なお、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 26 日から同年 11 月 10 日まで  
申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されているので、確認をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社（現在は、B 社）の給与支給明細書により、申立人は昭和 50 年 10 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 50 年 10 月 26 日に資格喪失していることが確認できる上、雇用保険加入記録においても離職日は同月 25 日となっており、オンライン記録と一致しているほか、申立人は、「昭和 50 年 10 月 25、26 日ころに退職した。」と供述していることから、同月 26 日以降の勤務が確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 50 年 10 月 25 日に退職し、同月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものの、事業主の事務処理の誤りにより、同年 10 月分の厚生年金保険料を同年 11 月の給与から控除されたものと考えられる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 50 年 10 月 26 日であり、申立人が主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とは

ならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 50 年 10 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。